

# 危機管理マニュアル

<2025(令和 7)年 4 月改訂>

社会福祉法人 恵満生福社会  
からたちこどもえん

# 危機管理マニュアル目次

## I 危機管理における指揮権

1. 基本的指揮権
2. 園内において危機的状況が発生した時の指揮権順位
3. お散歩等の園外保育における指揮権順位(遠足・宿泊保育等)
4. イベント等特殊な状況

## II 危機における対応と予防

1. 火災時における予防と対応
2. 落雷における予防と対応
3. 事故発生時における予防と対応
4. 事件発生時における予防と対応
5. 食中毒発生時における予防と対応
6. 光化学スモッグ等大気汚染発生時における予防と対応

## はじめに

このマニュアルは、社会福祉法人 恵満生福祉会 における全ての職員が火災、災害、事故・事件等のあらゆる危機に対し、的確かつ迅速に対応、又は予防するために必要な事項を定めて、園児・保護者・職員の生命及び健康を守ることを目的とする。なお、「非常災害(水害、土砂災害、地震、雲仙普賢岳の噴火等)に関する非常災害対策」は、別途定める。

## 危機の定義と摘要

園における危機とは、火災、地震、風水害(土砂災害)、その他天災、食中毒、感染症、大気汚染、交通事故、その他の事故、事件等において、入所児童及び職員に対して安全を脅かす全ての事象を対象とする。その範囲は、からたちこどもえんの全ての職員に対して、施設及び敷地の内外、管理の有無及び時間帯を問わず、危機的状況が発生した場合は、全ての入所児童を保護者に安全確実に引き渡すまで、このマニュアル及び「非常災害(水害、土砂災害、地震、雲仙普賢岳の噴火等)に関する非常災害対策」を最大限に優先し適用する。

## I 危機管理における指揮権

危機発生時における的確な命令を指示する指揮権者の存在は絶対的に必要なことであり、指揮者が不在の場合の次席者又は代行者を日常から選任しておく必要がある。選任された者はこのマニュアルの対応を基準に、園児・職員の生命の保全を最大の目的として指揮しなければならない。

### 1. 基本的指揮

基本的指揮権とは、日常の保育業務において命令・指示権を持つ者で順位としては次の各号通りとする。

- ① 理事長・理事会
- ② 園長
- ③ 副園長
- ④ 主幹保育教諭
- ⑤ 保育教諭(正規職員)
- ⑥ 調理師・栄養士(正規職員)

※ 指揮権者は生命の安全を最大の目的とし、このマニュアルの対応を規範に、的確な指示を職員に伝えること

## 2. 園内において危機的状況が発生した際の指揮権順位

通常の保育時間中に危機的状況が発生した場合においては、次の各号の順位に基づき指揮命令を受けること。指揮権者が不在又は、指揮を司ることが出来ない場合は次位者が指揮権者となること。

### からたちこどもえん

- ① 園長
- ② 副園長
- ③ 主幹保育教諭
- ④ 保育教諭(正規職員)
- ⑤ 調理師・栄養士(正規職員)

※ 複数の職務者がいる場合は職務経験の長い順に指揮権者とする。

## 3. お散歩等の園外保育における指揮権順位(遠足・宿泊保育等)

- (1) 遠足： 園長 副園長 主幹保育教諭 保育教諭(正規職員)
- (2) 宿泊保育： 園長 副園長 主幹保育教諭 保育教諭(正規職員)
- (3) 散歩： 引率の担任保育教諭

## 4. イベント等特殊な状況

からたちフェスティバル、母の日の集い、父の日の集い、敬老の日の集い、プレイデー、保育証書授与式、入園式、園クリスマス等は、父母やその他、地域の人たちが参加する行事なので次のように指揮を分担する。

- (1) 全体： 園長 副園長
- (2) 園児と保護者： 主幹保育教諭・保育教諭(正規職員)
- (3) 地域の人たち： 主幹保育教諭・調理師・栄養士(正規職員)

## Ⅱ 危機における対応と予防

### 1. 火災時における予防と対応

児童福祉施設最低基準第6条に『避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない』と規定されている。園で行う避難訓練は、様々な災害時に子どもの生命を守るための具体的な方法を職員一人一人が身につけるためのものである。そのためには、いつ災害が発生しても適切な対応ができるように環境を整えておくことが大切である。また、近隣住民、消防署や河内町および地域の自主防災組織(消防団等)の行う訓練と合同で避難訓練を実施するなど、地域と密接な協力・連携ができる関係を築いておくことも必要である。

## (1) 事前の環境整備

### ① 災害訓練実施計画

- イ) 併設施設や近隣住民との合同で、様々な火災状況を想定した訓練を実施する。
- ロ) 消火訓練を実施する（初期消火・消火器・消火栓の取扱いなど）。
- ハ) 通報訓練を実施する（消防署・近隣住民）。
- 二) 避難通路・経路の確認をする。
- ホ) 火災報知設備及び非常ベル、非常通報装置の使用方法を習得する。
- ヘ) 火災発生時における各職員の役割分担を確認する。

### ② 保護者への事前連絡

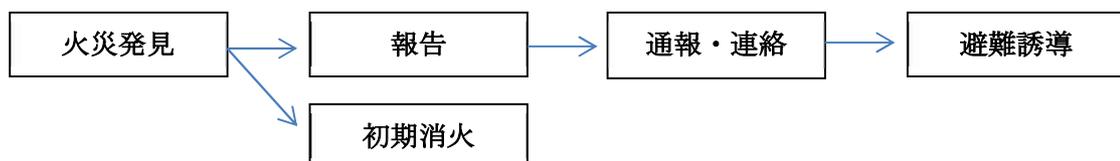
- イ) 保護者へは、事前に緊急時における園の対応及び避難先を周知する。
- ロ) 保護者より入園時に電子連絡帳、LINE グループへの加入を行ってもらう。また毎年 4 月に携帯電話等の緊急連絡先(電話番号、メールアドレス)の変更等を確認して、名簿、緊急連絡先(最低 2 か所)を作成し、園において非常持ち出しができるよう整理集約をする。また園の開園時間前や休日等に対応できるように正規職員にも取り扱い厳重注意として整理集約したものを配布する。

### ③ 施設設備の点検等

- イ) 出火元となりやすい電化製品・ガス器具・コンセント・配線、配電盤等の正しい使用方法の習得及び正常に作動しているか点検する。
- ロ) 万一出火した時に備え、消火器の所在を確認しておくとともに、正しい使用方法を習得し使用できるようにする。
- ハ) 避難経路に障害物等がないことを常に確認する。
- 二) 防火責任者を明示し、責任をもって日常の点検と整備をきちんとする。
- ホ) 保育教諭は、日常の保育環境を整備しておくとともに、日頃の保育の中で子どもの行動特性をしっかりと把握する。
- ヘ) 緊急時連絡用の掲示をする。

## (2) 火災発生時の手順

### ① 発生時の基本的なながれ



### ② 保育中に火災が発生した場合

- イ) 火災の発生を発見したら(第一発見者)、大きな声で周りの職員に知らせる。
- ロ) 知らせを受けた職員は、すみやかに園長及び他の職員に火災の発生を知らせる。
- ハ) 第一発見者及び知らせを聞いた職員は、可能な限り初期消火に努める。
- 二) 各職員は、園長の指示に従い、無駄なく的確な行動をする。

- ホ) 消防署への通報
- ヘ) 子どもの避難誘導(子どもの人数の把握及び責任者への報告)
- ト) 地域住民・関係機関への連絡
- チ) 落ち着いて行動することを心がけ、子どもに動揺を与えないように努める。
- リ) 出火元・火のまわり具合・煙・風向き等を考え、より安全な方向場所に避難する。
- ヌ) 安全な場所まで避難した後で、状況により保護者に連絡をし、子どもの引き渡しをする。  
(保護者の緊急連絡網及び園児居住地一覧は必ず持って避難する)。
- ル) 火災により翌日以降保育を行うことが困難な場合は、園長より行政に連絡し、今後の対応について相談する。

## 2. 落雷における対応と予防

落雷は、発生する前に雷雲が発生し、天候の崩れから予測することができるので、園内にいる場合は建物へ速やかに避難することが可能であるが、園外保育等の外出時に落雷の恐れを予測した場合は、以下のことを頭に入れて避難するのが望ましい。

### ① 園で保育中に落雷が発生した場合

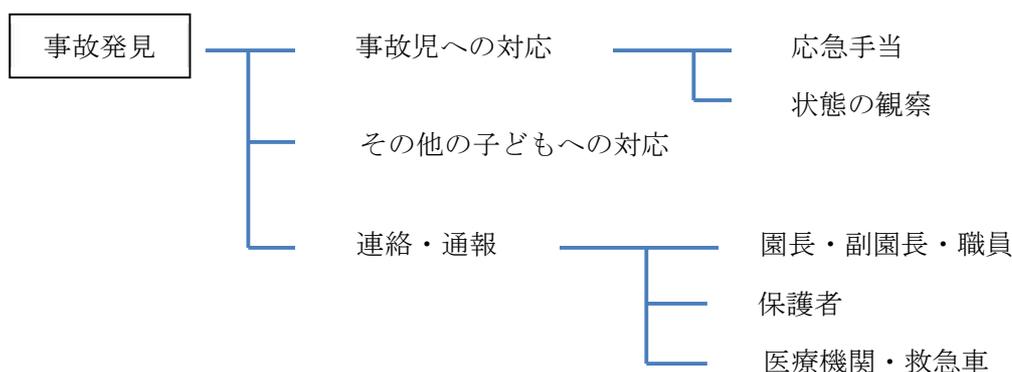
- イ) 落雷時前後は雨が降ることが予想されるが、雷(電流)は、物体の中を流れるとき、表面の方を多く流れ、中心部を流れる電流は少なくなるという表皮効果があり、このために雨宿り等で軒先や柱にいることは大変危険であるので待避場所は慎重に選択しなければならない。
- ロ) 周囲の木より高い木の幹に寄り添い雨宿りすることも前項の理由による避けること。

## 3. 事故発生時における対応と予防

園における子どもの事故は、発育発達と関連するものが多く、十分な予防や対策を実施すれば大部分は防止可能である。また、園が地域の子育て支援の拠点として、子どもの保護者に対して事故防止を啓発・教育することも重要な役割であり、子どもを扱う全ての職員が連携し、事故防止に努める必要がある。そのためにも職員は、事故発生時に備えて応急手当や適切な事故対応・保護者対応を身につけておくことが大切である。

### (1) 事故発生時の対応

#### ① 事故発生時の基本的なながれ



## ② 事故発生時の対応

- イ) 園長又は代理は事故の状況を速やかに把握し、記録する
  - ア. 事故の状況・原因・場所・時間
  - イ. 子どもの状態(出血や打撲の有無・顔色・全身の状態)
  - ウ. 事実に基づいた記録を残しておく。とりあえず、メモ・走り書きでもよい。
- ロ) 協力者・応援者を求める
  - ア. 必要処置の判断は、単独で行わない。
  - イ. 日頃から、連絡の分担など対応の仕方を、全職員で確認する。
- ハ) 医療機関への受診は保護者より事前にかかりつけ医などを確認し、受診する旨の承諾を得てから医療機関にかかる。下記のような症状の場合は、救急車を要請し、すぐに医療機関に受診する。
  - ア. 意識がもうろうとしたり、うとうとしている。
  - イ. 顔色が悪く、ぐったりとしている。
  - ウ. けいれん、ひきつけを起こしている。
  - エ. 出血が止まらない。
  - オ. 吐き気や嘔吐を繰り返している。
  - カ. 化学物質を誤飲した。
  - キ. 熱傷や火傷の面積が広い。
- 二) 医療機関へ受診する際は、担任又は看護師が付き添い、処置に必要な $\square$ の情報と子どもの既往歴やアレルギーの有無、体重などを医師へ伝える。
- ホ) 保護者への対応は、事故の発生状況・医療機関の診察・検査結果・今後の受診・費用等をきちんと説明し理解を求める。いかなる状況の事故であっても、保育時間中に発生した事故である以上は、細心の注意と誠意をもって対応する。
- ヘ) 園長又は代理は 事故後 速やかに事故報告書を作成し 事故発生の状況分析を行い、今後の事故防止対策及びより高度な対応について全職員で確認する。

## (2) 事故対応計画

園長又は代理は、事前に事故に対する計画を策定し、職員や保護者に周知して毎年内容を見直さなければならない。

### ① 事前情報収集

- イ) 園長又は代理は、園児の既往症・アレルギーの有無・かかりつけの医師の有無、健康保険証番号、保護者の緊急連絡先など、事故発生時に備えた情報を収集し記録する。
- ロ) 園長又は代理は、園の近隣に所在する医療機関等の診療内容や診療時間等の詳細な情報を収集し、職員に周知する。
- ハ) 園長又は代理は、日常において、園における医薬品や救急救命講習修了者等の把握を行う。
- 二) 園長又は代理は、日常の園内の施設、遊具、保育室内、園庭においてあらゆる事故を想定し、その危険を取り除く方策を講じなければならない。

## ② 事故発生時対応フローチャート

園長又は代理は、事故発生時の対応をわかりやすくフローチャート(A及びB 参照)にしたものを作成し、全職員に配布して周知徹底を計らなくてはならない。

## ③ 園外での保育活動についての諸注意

職員は、日頃から園周辺の公園や経路の危険・注意箇所を把握・確認する。

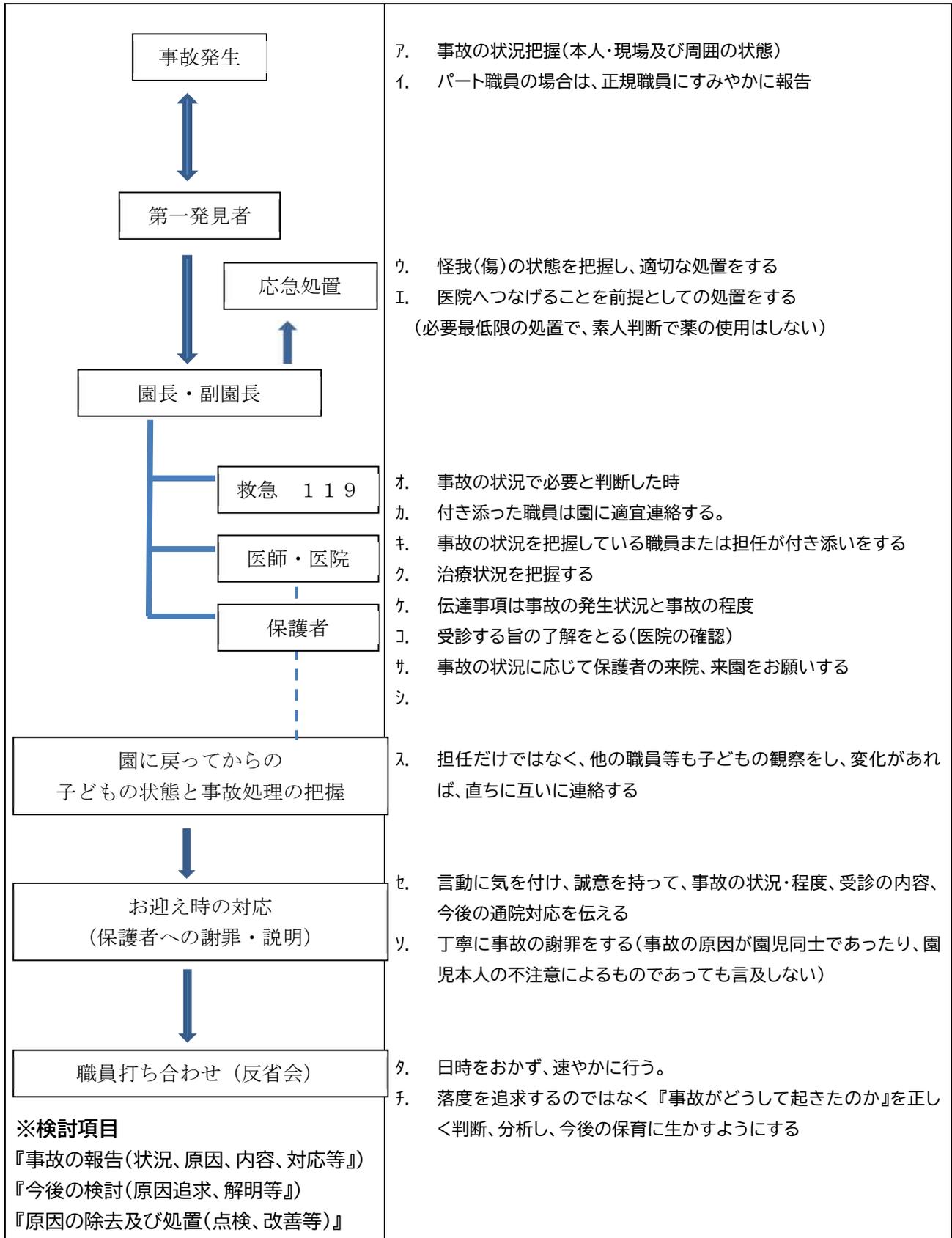
また、子ども一人ひとりの行動特性や、性格を把握することも大切である。園の外に出る時には、子どもに危険な行為について注意することや、各職員の事故に対する意識の徹底を図ることが重要である。

- イ) 園外保育へ出発前に担当保育教諭は、子どもの人数を確認し、引率の職員全員に周知する。
- ロ) 園外保育へ移動中の際に交通車両や信号等において危険を予測できるような場面においては、引率の職員同士で園児に、注意の声かけを積極的に行うようにする。
- ハ) 目的地にて視界の効かない範囲や固定遊具には、必ず保育教諭が付き添うようにする。また、常に子どもの動きに注意を払い、人数の確認は怠らないようにする。
- 二) 帰園時は園長または代理に帰園した旨を伝える。報告を受けた園長・副園長は子どもの人数と状態を確認する。

※ 「園外での保育活動についての諸注意」に関して、より詳細なものとして、別紙「園外保育における園児の事故防止に関する内規（2025年4月作成）」を定める。

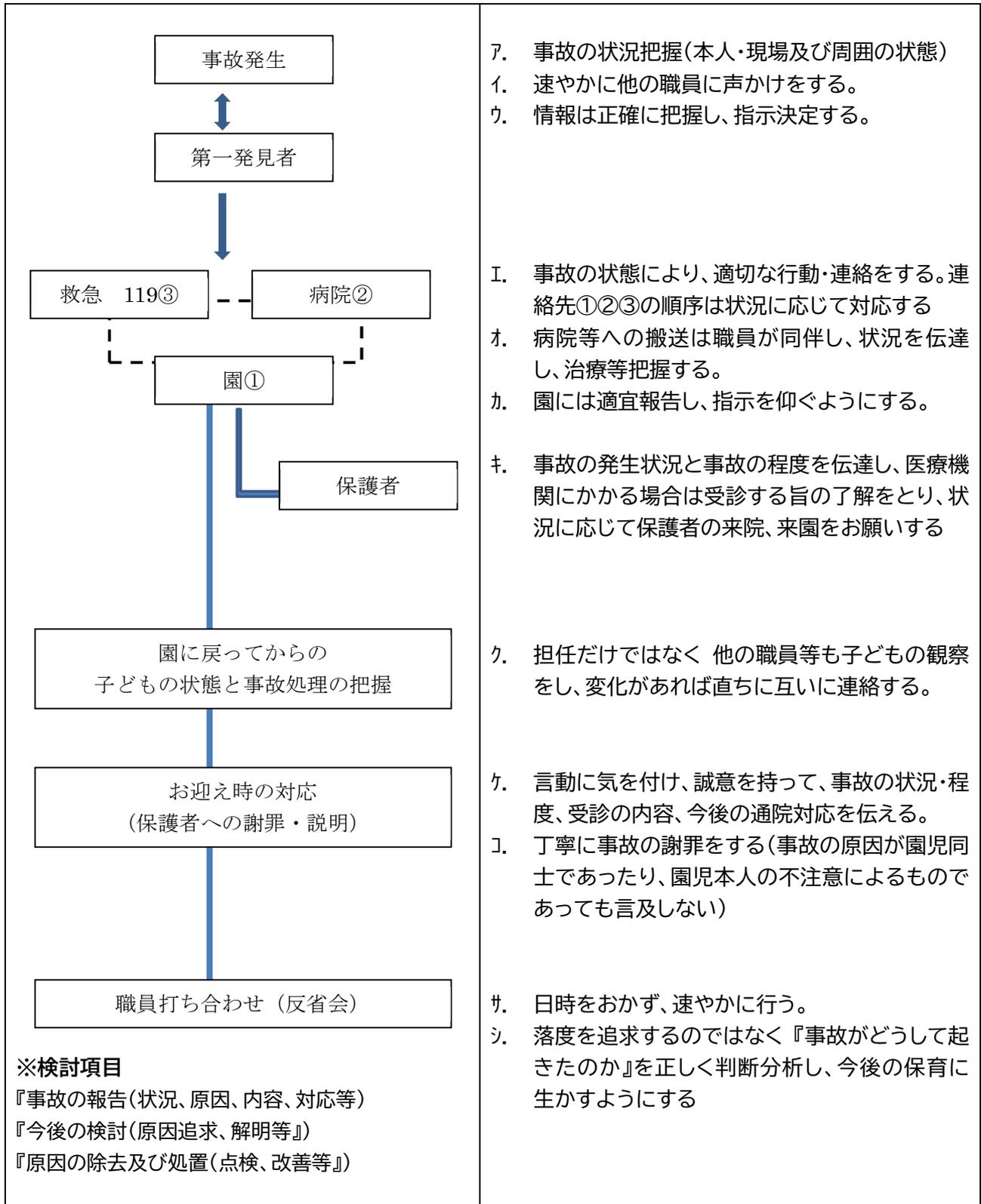
## 事故発生時対応フローチャート1

## 園内で事故が発生した場合



## 事故発生時対応フローチャート1

## 園外で事故が発生した場合



## 4. 事件発生時における対応と予防

園における子どもの事件は、近年確実に増加しており、その内容は第三者における計画的偶発的な犯罪行為であることが予想される。そのため園において、できる限りの防犯対策を検討しておくことが必要とされている。また、これまで以上に保護者や地域との連携に努めるとともに警察等関係機関に協力を求め、子どもの安全確保及び危機管理のための方策を講じることも必要である。

### (1) 施設面の対応

#### ① 園の出入り口の管理

- イ) 園建物は園児が園庭にスムーズに出入りできるよう考えられているため、建物の出入り口を施錠するのは、現実的でないので園庭と園外との出入り口をできるだけ最小数にして、できるものには施錠することが望ましい。
  - ロ) 施錠しない出入り口は、フックやかんぬきを必ず掛けるように徹底し、園の運営上支障のない場合は、施錠するように努める。ただし、避難時にはすぐ対応できるように工夫をする。
  - ハ) フェンス・擁壁、設備等を点検する。
- 二) 園長又は代理は、日常的にフェンスや擁壁等の点検を行い、不備な箇所は速やかに補修等の対応を行う。
- ホ) 園長又は代理は、防犯上必要と思われる設備の検討を職員と毎年行う。

### (2) 職員・関係機関の対応

#### ① 職員

- イ) 園長又は代理は、職員一人ひとりの危機管理意識を徹底させる為の会議や研修を計らなければならない。
  - ロ) 見知らぬ来園者を確認した時の対応を各職員に周知徹底させる。
  - ハ) 火災報知設備(非常ベル・放送設備の取り扱いと場所の周知徹底)を計る。
- 二) 保育教諭は園児に対して計画的な安全指導を行う。
- ホ) 園長又は代理は、警察や行政機関等公的な機関からの情報に対しては全職員に速やかに周知し、園児の保育室への移動や施錠の確認等適切な対応を行う。

#### ② 関係機関・保護者

- イ) 必要に応じて、警察(最寄の駐在所)に警備の強化を依頼する。
  - ロ) 園長又は代理は、地元の消防団等との連携も計れるように連絡をしておく。
  - ハ) 保護者へは日頃から『送り迎えは原則、保護者が行う』など、保護者にも危機管理意識を持ってもらうよう働きかけ、安全管理を図るうえで必要なことは、時期を失せず状況の説明のうえ協力を依頼する。
- 二) 近隣で事件等が発生した場合は、保護者会等で状況・事情を説明するか、又は、文書の配布、掲示により事情を説明する。

### (3) 児童及び職員等に危害が及ぶ事態となった場合の対応

#### ① 子どもの安全確保

- イ) 園児の安全を最優先に考え、職員が複数いる場合は、片方が手近な備品で相手に対峙し、もう片方が園児の待避行動を指導して待避する。
  - ロ) 警察(110)に通報する。
  - ハ) 相手には、できるかぎりの複数の男性職員で対峙が望ましいが、凶暴な場合や凶器を持っている場合は、速やかに待避する。
- 二) 子どもの安全を確保したうえで、保護者に緊急連絡する。

内 容	実施上の留意点
「来訪者の出入口」について確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員、園児及び保護者は、園庭東門(職員・園児・保護者用出入口)を利用する。</li> <li>・事前に約束のない業者等の訪問、勧誘、セールス等は断る。</li> <li>・宅配便、その他、通常取引先(郵便局・クロネコヤマト・佐川急便・ペリカン便等・熊本銀行・こどものとも社・チャイルド社・フレーベル社)に限り、園庭東門、園庭西門からの出入りを認める。それ以外はすべて、園舎西側玄関へ回ってもらう。但し、事前にインターホンのモニターで確認できた場合は、園庭東門、西門からの出入りを認めることも可とする。</li> </ul>
想定1) 園庭側からの侵入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・園庭東門は保護者も自由に出入りできるため、保護者にもお願いし、出入り後は必ず扉上部の施錠をして頂くとともに、職員は常に扉上部が施錠されていることを確認し、取手付近のカギについても施錠するように努める。</li> <li>・園の周りを徘徊する不審な人物を見かけたら、万が一に備え、園長、もしくは男性職員に連絡し、扉は開けぬまま、少し離れたところから、「当園に何か御用ですか」と尋ねる。</li> <li>・万が一、凶器を所持していたり、園庭に侵入してきた場合は、大声で知らせ、火災報知器などで他の職員にも異常を知らせる。</li> <li>・第一発見者が、不審者への対応役となり、園長、男性職員は対応役への応援へ、他の女性職員は園児を園庭西門側から避難させる。</li> <li>・避難役は警察への緊急通報役も兼務する。</li> <li>・不審者対応役は身近な物(竹馬、物干し竿、モップ、スコップなど)を護身用具として不審者との距離を取り、警察、救急車等の到着までの時間稼ぎを行う。</li> </ul>
想定2) 調理室からの侵入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的に調理室の扉は閉め、施錠しておく。外側の戸を開けておく場合においても、必ず網戸は閉めておき、常に網戸の施錠をしておく。</li> <li>・外側から声をかけられても、玄関もしくは、事務所側に回るように伝え、調理室では対応しないこと。</li> <li>・万が一、凶器を所持していたり、調理室内に侵入してきた場合は、大声で知らせ、火災報知器などで他の職員にも異常を知らせる。</li> <li>・第一発見者が、不審者への対応役となり、園長、男性職員は対応役への応援へ、他の女性職員は園児を園庭側から避難させる。</li> <li>・避難役は警察への緊急通報役も兼務する。</li> <li>・不審者対応役は身近な物(消火器、物干し竿、モップなど)を護身用具として不審者との距離を取り、警察、救急車等の到着までの時間稼ぎを行う。</li> </ul>

<p>想定 3) 玄関からの侵入</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食事ルームには人がいないことが多いので、普段から玄関の戸は閉め、施錠しておく。さらに、内側の鉄柵も閉じ、紐で結び、容易に侵入できないようにしておく。</li> <li>・来客の場合もあるので、相手に失礼にならないように配慮しながらも、一応は警戒し、対応は園長もしくは男性職員とする。</li> <li>・扉を開ける前に相手をよく確認してから解錠する。(基本的にはインターホンのモニターを通じて、相手をよく確認する。)</li> <li>・万が一、凶器を所持していたり、園内に侵入してきたりした場合は、大声で知らせ、火災報知器などで他の職員にも異常を知らせる。</li> <li>・第一発見者が、不審者への対応役となり、園長、男性職員は対応役への応援へ、他の女性職員は園児を園庭側から避難させる。</li> <li>・避難役は警察への緊急通報役も兼務する。</li> <li>・不審者対応役は身近な物(消火器、物干し竿、モップなど)を護身用具として不審者との距離を取り、警察、救急車等の到着までの時間稼ぎを行う。</li> </ul>
--------------------------	--

## 5. 食中毒発生時における対応と予防

食中毒に関しては、別に定める給食衛生管理マニュアルによる。

## 6. 光化学スモッグ等大気汚染発生時における対応と予防

自動車や工場などから大気中に排出される「炭化水素」や「窒素酸化物」が太陽の強い紫外線を受けると、光化学反応を起しオゾンなどの「光化学オキシダント」と呼ばれる物質を発生させる。気象条件によっては空が白くモヤがかかったような状態になることがあり、この状態を「光化学スモッグ」と呼ぶ。

「光化学スモッグ」は日差しが強く、気温が 25 度以上、風が弱いなどの気象条件が重なった場合、「光化学オキシダント」の濃度が高くなり発生しやすくなる。

### (1) 光化学スモッグ

#### ① 光化学スモッグが発生しやすい気象条件

- イ) 季節は4月から 10 月頃
- ロ) 日差しが強くて、気温が高い(20℃以上)
- ハ) 風が弱い(風速 3m/s 以下)
- 二) もやがかかったように視界がかすむ状態のとき

#### ② 光化学スモッグによる人体への影響

- イ) 目やのどが刺激され、チカチカしたり痛くなったりする軽い症状から、めまい・吐き気・頭痛・脱力感・しびれなど全身症状まで含んだ急性症状がある。
- ロ) 目やのどの痛みなどの粘膜刺激症状や咳、息苦しい呼吸器症状など人の健康に直接影響がある。

## (2) 光化学スモッグ注意報等の発令

### ① 発生要件

光化学オキシダント濃度が 0.12ppm 以上になり、気象条件から見て、この状態が継続すると認められた場合、「光化学スモッグ注意報」発令となる。

### ② 発令の種類

- イ) 光化学スモッグ予報(光化学オキシダント濃度 0.12ppm を超えそうなとき)
- ロ) 光化学スモッグ注意報(光化学オキシダント濃度 0.12ppm 以上で、継続すると認められるとき)
- ハ) 光化学スモッグ警報(光化学オキシダント濃度 0.24ppm 以上で、継続すると認められるとき)
- ニ) 光化学スモッグ重大警報(光化学オキシダント濃度 0.40ppm 以上で、継続すると認められるとき)

### ③ 園への連絡体制

- イ) 行政からのメール・FAX による連絡
- ロ) 環境省大気汚染物質広域監視システム「そらまめ君」や熊本県の大気環境の状況等をインターネットにて利用し、情報収集を計る。

### ④ 光化学スモッグ注意報等発令時の対応

- イ) 野外活動を中止し、できるだけ屋内に入る。窓は風向きに注意して開閉。
- ロ) 目や喉に異常が出た場合には、きれいな水道水で洗ったり、うがいをする。さらに、息苦しさや胸が苦しくなった場合は、医師の診察を受ける。
- ハ) 自動車の運行はできるだけ自粛する。
- ニ) 気管支ぜん息のある方、乳幼児、高齢者、病弱者などは影響を受けやすい。ぜんそくや呼吸器系の病気にかかったことのある子どもには、十分に注意する。
- ホ) 洗眼やうがいをしても様子が変わらないときや、息苦しさや胸の苦しみを訴えたときには、涼しい通風のある場所で安静にして、医師の診断を受ける（園医または医師会救護班の医師）。
- ヘ) 重傷者の場合は『119』救急通報し救急車を呼ぶ。
- ト) 光化学スモッグにより上記④⑤の被害が発生した場合は、被害状況(人数・氏名・症状及び対応状況等)を、速やかに熊本市へ連絡する。

### 別紙資料

- 別表 1)からたちこどもえん 予防管理組織編成表
- 別表 2)からたちこどもえん 自衛消防隊組織編成表
- 別表 3)からたちこどもえん 災害対策について
- 「非常災害(水害、土砂災害、地震、雲仙普賢岳の噴火等)に関する非常災害対策」